

10月4日 追加補正上程予定
補正予算額 6千740万円

別紙

◎ 都城市災害見舞金の拡充 【福祉課】

住居に大きな被害を受けた被災者への支援を拡充し、被災後の生活再建にスピーディに取り組みます。

● 拡充する理由

台風14号の市内各地での被災状況を踏まえ、市独自の災害見舞金を拡充することで、生活再建支援を強化するものです。

● 拡充の対象とする被災の程度

- ・ 全壊
- ・ 大規模半壊・中規模半壊・半壊
- ・ 床上浸水
- ・ 家財の買替え費用等の合計が50万円を超える被災

● 拡充の詳細

市独自の**災害見舞金を増額**するとともに、**他の制度との重複も可能** (※)
とします。

※都城市災害時安心基金支援金等との重複した支給が可能になります。

被災の内容として主なもの		災害見舞金 【市独自】		都城市災害時 安心基金支援金 【県：市 = 1 : 1】	受給額 (想定)	受給額のうち 市の実質負担
		改正前	改正後			
自然災害	住居の全体が滅失（全壊）した場合	10万円	40万円	20万円	20万円 ➔ 60万円	50万円
	住居が大規模半壊した場合	5万円	30万円	15万円	15万円 ➔ 45万円	37.5万円
	住居が中規模半壊・半壊した場合		20万円	10万円	10万円 ➔ 30万円	25万円
	床上浸水による被災の場合	3万円	20万円	10万円	10万円 ➔ 30万円	25万円
	家財の買替費用や家屋の補修費用等の 合計額が50万円を超える被災の場合 (床下浸水等で上記の費用が50万円を超える場合等が該当)	3万円	5万円	—	3万円 ➔ 5万円	5万円
	教科書を損傷し、又は焼失した場合 (小・中学校長の証明のあるものに限る。)	実費	実費	—	実費	

重複受給可能！